

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

地方公務員法第５８条の３の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数の公表を行います。

〈地方公務員法第５８条の３〉

（等級等ごとの職員の数公表）

第五十八条の三 任命権者は、第二十五条第四項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員の数、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。

２ 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

取手地方広域下水道組合職員の給与に関する条例 別表（本則関係）

職務の級	職務の内容	合計		内訳	
１級	主事又は技師の職務	３人	６.１％	主事	３人
２級	高度の知識又は経験を必要とする 主事又は技師の職務	３人	６.１％	主事 技師	２人 １人
３級	１ 係長の職務 ２ 主幹の職務	１３人	２６.５％	主幹	１３人
４級	１ 困難な業務を行う係長の職務 ２ 主査の職務	１６人	３２.７％	係長 主査	１０人 ６人
５級	１ 副参事の職務 ２ 課長補佐の職務	７人	１４.３％	課長補佐	７人
６級	１ 次長の職務 ２ 課長の職務	６人	１２.３％	次長 課長	１人 ５人
７級	１ 事務局長の職務 ２ 参事の職務	１人	２.０％	事務局長	１人
合計		４９人	１００.０％		